

令和8年富士見町議会告示第2号

富士見町議会の個人情報保護に関する  
条例施行規程の一部を改正する規則

を

次のように定める。

令和8年5月19日

富士見町議会

議長 小倉裕子

富士見町議会告示第2号

富士見町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

富士見町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和4年12月14日議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程中第3条第16号の改正規程は公布の日から、第3条第5号の改正規程は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日から施行する。